

令和5年第9回農業委員会総会議事録

令和5年9月15日（金）第9回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員 17人

会長	18番	仲田清志	会長職務代理者	1番	神山順一
	2番	赤井勝利		3番	小田正廣
				4番	西村勉
	5番	奥津賢司		6番	平利一
				7番	奥津忠和
	8番	倉脇敏弥		9番	井藤孝久
				10番	宮本武博
	11番	藤川雅		12番	小川広文
				13番	山田條一
	14番	森立夫		15番	安達利延
				16番	信谷昌吾

推進委員 8人

	1番	谷岡貴寿		2番	兒玉公治		3番	泉登
	4番	溝尾美恵子		5番	三輪金樹		6番	妹尾良和
				8番	大原砂利		9番	逸見則夫

欠席委員 3人

	17番	藤本彰		7番	後藤保夫		10番	妹尾元弘
--	-----	-----	--	----	------	--	-----	------

議事 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第41号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
議案第42号 現況証明に係る現況認定について

報告事項 法務局照会について
完了届について

協議事項

その他

事務局職員（書記）	事務局長	森本 裕子
	参事	谷岡 利典
	主任	真治 将史

(開会時刻 午前9時30分)

谷岡参事	只今から、新見市農業委員会第9回総会を開催いたします。本日の出席は25名です。欠席は17番藤本委員、推進7番後藤委員、推進10番妹尾委員です。それでは、仲田会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	改めまして、おはようございます。備北民報に17日、フルーツカントリー熊野、前会長逸見さんのところと、ふれあいセンターまきでピオーネ祭りを行う掲載がありました。来週が草間地区とピオーネ交流館で行われるようですが、コロナとインフルエンザが急上昇しているようですので予防等ご注意ください。今日も議案、その他で案件が色々でできますのでスムーズな進行ができるようにご協力をお願い致します。
谷岡参事	続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は、2番赤井委員に先導をお願いいたします。
赤井委員	「農業委員会憲章」の先導
谷岡参事	ありがとうございました。それではこれからの進行は、会長よろしくをお願いいたします。
会 長	それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、5番奥津賢司委員、6番平委員をお願いいたします。続きまして日程2「議事」に入ります。議案第39号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	農地法第3条について、今回の議案についてでございますが、第3条の申請が7件ございました。現地確認を1番、2番は9月6日に行っており、3番から7番は9月4日に行っております。それでは、1番でございます。場所は石蟹、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、貸借

	<p>ではありませんので該当はございません。第6号ですが、譲渡人は高齢により耕作することが難しくなったため、申請地近くに居住する譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。14番森委員。</p>
森委員	<p>14番森です。現地確認に行きました。譲渡の関係はよろしいと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。7番。</p>
奥津(忠)委員	<p>確認日はいつですか。</p>
森委員	<p>9月6日、三輪推進委員、西村委員と3名で確認いたしました。</p>
会 長	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第39号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第39号2番について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>次に、2番でございますが、まず申請の概要についてご説明させていただきます。こちらは、営農型発電設備の設置に伴う申請となります。営農型発電設備とは、農地に支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に設置する太陽光発電設備等の発電設備をいいます。関連した申請としまして、後に議案40号で出されています5条の1番については、営農型発電設備設置のための支柱部分等についての一時転用で、この3条の2番につきましては、農地の上部空間へ太陽光</p>

パネルを設定するための、区分地上権設定となっています。また、議案41号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請では、下部の農地に「さかき」と「しきみ」を耕作する申請ができております。それでは、内容に入らせていただきます。2番でございますが、場所は、足見、現況地目は畑2筆でございます。移動の理由は営農型太陽光発電設備の設置に伴う、太陽光パネルを農地の空中部分に設定するための、区分地上権の設定です。次に農地法第3条第2項各号についてですが、区分地上権の設定に係る3条許可の判断については、第3条第2項ただし書きの例外事由に該当するため、第2項各号の判断基準の審査は不要となっております。ただし、別の処理基準において2点ございまして、1点目が申請農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないこと。2点目が申請地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされています。1点目の営農条件への支障については、5条の1番の一時転用許可において判断されることになっております。そのため、ここでこの3条の2番が許可妥当とされた場合でも、後の5条の1番が許可されない場合は、この3条の許可は行われなことを申し添えさせていただきます。2点目の賃借人等の権利者の同意については、譲渡人から同意書を得ておりますので問題ありません。貸借期間は令和5年10月1日から10年間です。なお、農林水産省の通知によりこの区分地上権設定の期間は支柱部分に対する一時転用期間と同じ期間とされております。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。1番。

神山委員

1番神山です。9月11日に、藤本委員、藤川委員、妹尾推進委員、私とで確認しております。場所は、旧足見小学校から西へ1.5キロ行ったところの●●地区にあります。現状は、茅畑から木が生えかけた原野にちかいような状態です。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。7番。

奥津(忠)委員

7番奥津です。空中部分に設置するのはどの位の高さですか。

真治主任

高さは、2メートルです。

神山委員

今から、同じ業者がされる美咲町での同じ事例の写真を回しますので見てください。ソーラーシアリングで断る理由もありません。下で

	「しきみ」を作るらしいです。
会 長	3番。
小田委員	3番小田です。以前ソーラーシアリングで問題がありましたが、収益に関しては問題ないですか。
真治主任	収益の関係ですが、以前、国からはおおむね8割以上の単収を確保する要件が課せられておりました。今回の場所につきまして、荒廃農地を再利用する場合におきましてはおおむね8割以上の単収確保の要件は課さずに、農地が適正かつ合理的に利用されるか否かによる判断とすると国から示されておりますので、単収がいくらかの要件は必要ないこととなっております。以前は、荒廃農地を再利用する場合は考慮されておらず、どの農地においても単収を確保するように要件が課せられておりました。令和2年度末に荒廃農地を再利用する場合はおおむね8割以上の単収確保の要件は課さないと国の方から通達がありました。
会 長	他に、ご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第39号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手多数) 賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第39号3番の議案について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に、3番でございますが、場所は、大佐小南、現況地目は 田2筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は高齢により耕作することが難しくなったため、申請地近くに居住する譲受人に贈与することになっ

たものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。13番。

山田委員

13番山田です。確認日は9月11日、宮本委員、後藤推進委員と行いました。場所は、●●●●地内の小阪部川の近くに●●●●があります。そこから200m東に行ったところに申請地があります。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第39号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定とします。続きまして、議案第39号4番の議案について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、4番でございますが、場所は、哲西町八鳥、現況地目は田4筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は3人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は県外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。5番。
奥津(賢)委員	5番奥津です。確認を9月8日に、奥津委員、妹尾推進委員、私の3人でしました。場所は、182号線から北房井倉哲西線に入り野馳郵便局前を左方向へ100m入ったところにありました。4筆の内、●●●●番、●●●●番は稲が植えられておりました。残り2筆は、農地の形状からしたらAからBに近い状態です。譲受人に確認しましたら改良して耕作する予定だと聞いております。
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第39号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定とします。続きまして、議案第39号5番の議案について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	次に、5番でございますが、場所は、西方、現況地目は田2筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請地は、申請地近くを耕作している譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。8番。
倉脇委員	8番倉脇です。9月12日に、溝尾推進委員と2人で確認しております。

<p>会 長</p>	<p>す。譲受人宅の前の農地になりますので、問題ないと思います。</p> <p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第39号5番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定とします。続きまして、議案第39号6番の議案について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>真治主任</p>	<p>次に、6番でございますが、場所は、大佐大井野、現況地目は 田4筆、畑5筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、野菜、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請地は、以前譲受人が所有していた農地であり、譲渡人との双方合意により、譲受人が再び売買により取得し耕作するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。10番。</p>
<p>宮本委員</p>	<p>10番宮本です。9月12日に山田委員、後藤推進委員と3人で確認しました。譲受人が以前に、自分の土地を経営上の失敗で譲渡したところで、それを買い戻すものです。場所は、●●●●学校の近くにあります。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第39号6番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定とします。続きまして、議案第39号7番の議案について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、7番でございますが、場所は、上市、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は3人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は近年耕作をしておらず、本申請地は休耕地となっていたところ、譲受人が申請地を売買により取得し耕作することで合意に至ったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、本申請地は、元の上市●●●番●を、本申請の上市●●●番●と、後の5条の2番と3番の土地の3つに分筆した土地となっています。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。6番。

平委員

6番平です。現状は畑であり防草シートがかけてありました。9月7日に、泉推進委員と確認しております。場所は、180号線上市●●●●●●●の新見寄り30m下手にあります。問題ないと考えます。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。7番。

奥津(忠)委員

7番奥津です。一反あたり●●●●万円ですが間違いありませんか。畑ですが。

平委員	3件の1つになります。畑として使用されます。
会 長	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第39号7番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定とします。続きまして、議案第40号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>次に第5条の申請につきまして、14件申請がございました。現地確認を1番と5番から14番は9月6日に行っており、2番、3番、4番は9月4日に行っております。では1番ですが、場所は足見、現況地目は畑2筆です。転用理由ですが、柿、しきみの栽培を行いながら、営農型太陽光発電設備を設置し、一時的に利用するものです。先の3条の時にも説明させていただきましたが、この申請は、営農型発電設備設置のための支柱部分等についての一時転用となります。一時転用の面積は、全面積2131㎡のうち、支柱部分と周りのフェンス部分を合わせて、18,615.5㎡となります。契約の種類は使用貸借権設定です。工事期間は令和5年10月1日から令和6年9月30日までで、一時転用期間は令和5年10月1日から10年間です。この申請地は農振農用地で、転用は原則不許可ですが、例外許可規定、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当しているため、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、設備建設費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。</p>
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。1番神山委員。
神山委員	1番神山です。3条で説明したとおりで同じ場所です。問題ないと思います。

<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第40号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当といたします。続いて2番。</p>
<p>真治主任</p>	<p>続きまして、2番でございます。場所は上市、現況地目は畑1筆で、転用目的は住宅用地です。転用理由ですが、家族が増えアパートが手狭になってきたため、実家近くで住宅木造2階建ての建築の計画しており、条件に合った適当な土地が申請地しかなかったため、申請地に新築するものです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は令和5年9月15日から令和6年12月31日までです。価格は記載のとおりです。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地(準工業地域)と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。建ぺい率につきましても、22%以上ですので、問題ありません。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地取得費、土地造成費、建築費は記載のとおりで、借入金によるものです。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。6番。</p>
<p>平委員</p>	<p>6番平です。3条での上市、所有権移転の一部でございまして、その地に住宅を建てるものです。隣地承諾もでておりますので問題ないと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第40号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は許可妥当といたします。続いて3番。

真治主任

次に、3番でございます。場所は上市、現況地目は畑1筆で、転用目的は進入路設置です。転用理由ですが、先の3条の7番で取得申請している農地と前の2番の宅地への進入路を確保する必要があるため、申請するものです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は令和5年9月15日から令和5年12月31日までです。価格は記載のとおりです。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地(準工業地域)と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地取得費、土地造成・路盤工事費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。6番。

平委員

6番平です。この件につきましても前2件と同じ土地、奥の畑に入るための進入路を作るためのものであり問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第40号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は許可妥当といたします。続いて4番。

真治主任

次に、4番でございます。場所は千屋井原、現況地目は田2筆でございます。転用目的は作業道、資材置場です。転用理由は、木の伐採作業及び搬出に伴い、作業道及び原木置場としたいためというものです。契約の種類は一時転用の賃借権設定です。工事期間は許可日から2年間です。

	<p>この申請地は、農振農用地ですが、この度の転用は一時転用であることから、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地賃貸料、土地造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。3番。</p>
小田委員	<p>3番小田です。この件は、先月問題があったところです。パトロールの後、次の日に会長と赤井委員と現場に行った場所です。記載のとおりでやむおえないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第40号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当といたします。続いて5番。</p>
真治主任	<p>続きまして、5番から14番ですが、5番と6番と7番が同様の申請地、9番と10番が同様の申請地、11番と12番が同様の申請地、13番と14番が同様の申請地、となっておりますので、各同様の申請地はまとめて説明させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
全 員	<p>「よろしい」</p>
真治主任	<p>では5番、6番、7番でございます。場所は正田、現況地目は5番が畑1筆、6番が田1筆、7番が畑1筆でございます。転用目的は太陽光発電設備です。転用理由ですが、日照条件等を満たす申請地に太陽光発電設備を設置するものです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は令和5年9月20日から令和5年11月30日までです。価格は記載のとおりです。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地(準工業地域)と考えます。農地区分と転用目的は問</p>

	<p>ありました。4筆が隣接していました。11、12番の2筆は、●●●橋から東に200mあがったところにありました。いずれも問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第40号9番から14番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当といたします。なお、今回の案件全てについては面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。</p>
全 員	<p>「よろしい。」</p>
会 長	<p>諮問不要として、許可を決定いたします。続きまして、議案第41号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします。</p>
森本局長	<p>今回新規の貸付が7件でしております。借受人は農業従事者、農機具なども揃っており農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たすと考えます。1番千屋実、田1筆10年3ヶ月使用貸借、2番千屋実、田2筆10年3ヶ月使用貸借、3番足見、畑2筆10年使用貸借、4番神郷下神代、田2筆5年3ヶ月使用貸借、5番哲多町老栄、田1筆5年3ヶ月使用貸借、6番哲多町老栄、田1筆5年3ヶ月使用貸借、7番哲多町本郷、田1筆9年4ヶ月使用貸借です。なお、3番以外は農地中間管理事業によるものです。3番が営農型発電による利用権設定となります。新規については以上です。</p>
会 長	<p>新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。推進委員2番。</p>
兒玉委員	<p>推進委員2番兒玉です。9月9日に、小田委員と私とで現地確認しました。場所は、千屋●●から●●●県道●●●号のところを600m大佐</p>

方面に抜けたところを県道法面下に1件あります。ここは、元々田でしたがしばらく放置されておりました。現在はそこに牧草を植えて放牧地にするそうです。牛も入っておりました。2番は、1件目からさらに大佐に抜けて500m行ったところ県道山手の方にありました。しばらく休耕されておりましたが、ここも放牧地として現在、牛を放牧されておりました。問題ないと考えます。以上です。

会 長 続いて3番を推進委員6番。

妹尾委員 推進委員6番妹尾です。9月11日に、藤本委員、神山委員、藤川委員と現地確認を行いました。場所は、●●●学校から西へ1.5キロ行きますとありました。営農型太陽光発電ですが問題ないと思います。

会 長 続いて4番を推進委員8番。

大原委員 推進委員8番大原です。9月8日、仲田会長、信谷委員と現地確認しました。場所は、●●●●の●は備中神代駅から東城方面500m先の線路沿い、●●●●の●は備中神代駅から米子方面500m先線路沿いがありました。問題ないと思います。

会 長 続いて5、6、7番を推進委員9番。

逸見委員 推進委員9番逸見です。現地確認を9月10日、井藤委員、小川委員、安達委員、私で行いました。場所は、5番、哲多総合センターから市道●●●線を●●●学校へ向けて4キロ先頂上付近の耕作者宅付近にあります。6番、5番の隣の田になります。7番は、哲多総合センターから県道を正田方面に1キロ先右側に●●●会社があります。そこを道を隔てて左側の田です。いずれの農地も問題ないと思います。

会 長 事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第41号の新規について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

	<p>全員賛成と認め、新規は決定といたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。</p>
森本局長	<p>再設定が5件出ております。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。</p>
会 長	<p>再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。</p>
全 員	<p>「ありません。」</p>
会 長	<p>再設定について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第41号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、再設定は決定といたします。それでは、45分まで休憩といたします。</p> <p style="text-align: center;">～ 休憩 ～</p>
会 長	<p>再開をいたします。議案第42号現況証明にかかる現況認定について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>次に現況証明の申請につきまして、1件申請がございました。1番でございます。現地確認を9月6日に行っております。場所は足見と草間、台帳地目は田1筆、畑2筆です。現況地目は原野でございます。理由は、申請地は、耕作していた母親の死亡後、管理すること難しくなったため、平成14年10月頃から、現況のとおりとなっている。というものでございます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。1番。</p>
神山委員	<p>1番神山です。9月11日に、藤本委員、藤川委員、妹尾推進委員、私で確認しております。場所は、草間台小学校から北西へ1キロ行ったと</p>

<p>会 長</p>	<p>ころです。木が生えかけており原野認定と考えます。</p> <p>事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第42号1番について認定に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、認定といたします。続きまして、報告事項に入ります。法務局照会について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>真治主任</p>	<p>法務局照会について今回6件ございました。現地確認を1番から5番は8月22日に行っており、6番は8月25日に行っております。</p> <p>1番の場所は哲多町荻尾、登記地目は畑1筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地で回答しています。</p> <p>2番の場所は法曾、登記地目は畑2筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地で回答しています。</p> <p>3番の場所は法曾、登記地目は畑5筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地で回答しています。</p> <p>4番の場所は哲多町田渕、登記地目は田4筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地で回答しています。</p> <p>5番の場所は千屋花見、登記地目は畑1筆、現況地目は山林という申請で、該当地は時期不詳で山林となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地で回答しています。</p> <p>6番の場所は新見、登記地目は田3筆、現況地目は宅地、公衆用道路という申請で、該当地は時期不詳で宅地、公衆用道路となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地で回答しています。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について、関係地区委員より確認日、補足説明があればお願いします。1番を9番井藤委員。</p>

井藤委員	9番井藤です。8月18日、小川委員、安達委員、逸見推進委員、私の4名で現地確認しました。原野となっております。以上です。
会 長	2番を14番森委員。
森委員	14番森です。9月18日に西村委員、三輪推進委員と確認しております。原野となっております。
会 長	3番については同じよいですか。
森委員	はい。
会 長	2番3番は同じです。4番について12番小川委員。
小川委員	12番小川です。8月18日農地パトロール時に、井藤員、安達委員、逸見推進委員、私の4人で現地確認しております。長年耕作されておらず立木や茅でおおわれており原野として確認しました。
会 長	5番について3番小田委員。
小田委員	3番小田です。8月13日、兒玉推進委員と確認いたしました。場所は、花見の●●●の左側、木で埋まっております。
会 長	6番について8番倉脇委員。
倉脇委員	6番倉脇です。8月31日に、平委員と確認しております。宅地および公衆用道路となっております。
会 長	ありがとうございました。次に、完了届について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	完了届が5件出ています。1番2番3番について正田地内農地法第5条太陽光発電施設、4番哲西町大野部地内農地法第5条露天資材置場、5番哲西町矢田地内農地改良嵩上げです。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。4番。

西村委員	4番西村です。9月9日に、森委員、三輪推進委員、私の3名で現地確認日しました。1、2、3番ですが太陽光発電設備が設置されておりました。
会 長	4番について5番奥津委員。
奥津(賢)委員	5番奥津です。9月8日に現地確認しました。
会 長	5番について7番奥津委員。
奥津(忠)委員	7番奥津です。9月8日に確認しました。
会 長	続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局からなにかありましたらお願いします。
森本局長	8月に神山会長代理から提案がありました農業委員会憲章の唱和について、今までとおりとするか廃止にするかの採決を行いたいと思います。 (賛否の挙手)
会 長	廃止のほうが多いので、次回より農業委員会憲章の唱和は廃止といたします。続いて、他に何かありますか。
神山委員	先日の農地パトロールで無断転用を発見したのですが、その対応の仕方を協議していただきたいと思います。今までは、農業委員が見つけた段階で出向いて指導を行ったうえで、対応が見られないときに部会で相談したうえで文章を送ったりしていたようですが、私が思うに違反する者に委員が出向いて行かなければならないのか、先に書面とかで農業委員会が強くでた方が良いのではないかと思います。事務局に相談しましたら今までは、農業委員さんが出向いて事情説明し始末書を書いていただくようです。他で調べてみましたら指導通知書とかそのような関係の書面があるようです。文言が行政の書面で行うと厳しいようで、問題点としては喧嘩になるのではないかとこの意見を聞いたのですが、今後の対応として今までとおりに行った方がスムーズに進行するようでしたら委員が出向いてとは思うのですが、指導通知書案などを事務局と作成してみたらと思います。皆様のご意見を聞かせていただきたいと思います。
会 長	それでは、指導通知書を事務局と相談しながら次回委員会で採決します。文書を送ってあるほうが話やすいのかと思いますし、今までは工事

	<p>残土置場にする予定でしたが近隣の方の指摘があり、できないということで現状のままになっております。腐葉土だけ山積みにしてあります。申請を取り下げるか、これで完了したことにするか本人さんと相談しております。裏にまわりまして、農機具倉庫を建てる予定でしたが本人さんと話しておりませんが、ここへ建てる予定ではあるということでした。以上です。</p>
会 長	<p>5班お願いします。</p>
井藤委員	<p>9番井藤です。哲多班は、完了届、嵩上げと法務局照会を確認しました。法務局照会の●●地区を確認し、●●、●●地区の店舗進入路完了届の確認をしました。これは毎年、見ているのですがまったくいっしょの状態なのでよくわかりません。●●に行く途中に●●●●●の嵩上げを確認し、●●で法務局照会の畑を確認し、最後に●●、●●で宅地の完了届を確認しました。哲多総合センターで解散しました。以上です。</p>
会 長	<p>6班お願いします。</p>
奥津(忠)委員	<p>6班奥津です。完了届未提出のところを見て回りました。今日、2件出ておりました。1件亡くなられた方が倉庫を建てる予定のものがあつたんですが、これは手をつけてない状態でどうしようもないです。主要道路を走りながら無断転用があるか無いか調べましたが無断転用はありませんでした。かなり田が荒れているところが見うけられましたので今度農地を見回るときにもう一度確認したいと思います。</p>
会 長	<p>先月は暑い中、農地パトロールご苦勞様でした。少しでも早目に発見し違法転用が無いように今後ともよろしくお願ひいたします。農地パトロールについては以上です。先月、神山代理より出された検討事項なのですが農業委員会憲章はしないということですが、2番の農地法第3条の確認書の読み上げについては今までとおりに残していくと、それから各議案の担当委員の場所の説明についてはおおまかに言えば良いのではということです。タブレット端末の導入については、一台は納入済であると、なかなか利用効率が悪いということで今は検討中だということです。5番の法務局照会確認については、相手があることなので今までとおりになるでしょう。続きまして、事務局から何かありますか。</p>
森本局長	<p>事務局から、利用状況調査の配布資料を説明させていただきます。航空写真と野帳リスト、A3版フラットファイルをお配りしております。現地調査の野帳をご覧ください。記入例を付けさせていただいております。</p>

す。基本的には昨年と変更ない調査となっております。農地形状ですが丸が耕作地または不作付地で草刈り管理がされているもの、AはA分類で再生利用可能な荒廃農地、BがB分類で再生利用が困難と見込まれる農地、外が農地以外に転用された土地で、ハイフンが調査の場所がわからないなどとなっております。今回のリストですが、今まで記録が無いものについても記載させていただいております。国土調査などにより地番が変わっている、分筆し新たな筆が増えた、登記地目は宅地となっているが現況農地となっているものなどをあげさせていただいております。令和5年度形状の方に令和4年度の状態と同じ形状を印刷しております。そのままであればそのまま調査の日付を記載してください。変更になっている場合は変更記入してください。Bの中で山であるものは教えていただければと思います。重点的には丸とAを見ていただくようになります。Bについては変更があれば、余裕があれば見ていただければと思います。今回、備考欄に利用権設定があったものについて記入させていただいております。Bなのですが利用権設定されているものがあります。こちらについては特に確認をお願いします。提出は11月末を目標に考えております。お配りしている航空写真の写真は古いものになります。区分けは、航空写真がほぼ正しいかと思いますが現在の写真となりますとお配りしている航空写真のほうが古いので、インターネットでeMAFF農地ナビを農水省が掲載しております。地番を入力したらエリアの新しい航空写真が見れます。行く前に、航空写真の枠とeMAFF農地ナビの新しい写真で比べていただいたほうが良いかと思いません。

会 長

今日、農政部会をしたので報告します。

神山委員

今日の9時から農政部会を、視察研修について会合させていただきました。会合議題は、昨今の公務中のアルコールについて等でした。視察研修には行きましょう。但し、行き帰り道中のバスでのアルコールは禁止。宿に着いて17時以降の飲酒のみということです。研修の内容としましては、タブレット端末を活用されている他地区農業委員さんのところに行こうと思っております。日程は、11月末から12月初めぐらいで考えたいと思います。よろしく願いいたします。

会 長

それでは、次回総会についてお願いいたします。

谷岡参事

次回の総会ですが、10月19日木曜日、午前9時30分から場所は南庁舎1階会議室1Cで開催します。なお、11月の総会につきましては11月16日木曜日南庁舎1階会議室1Cで予定しております。以上

<p>会 長</p> <p>神山代理</p>	<p>です。</p> <p>他に、皆さんからのご意見ご質問はございませんか。では、閉会を神山代理にお願いします。</p> <p>以上で総会を閉会します。本日は、お疲れ様でした。 (閉会挨拶)</p>
<p>(閉会時刻 午前 11 時 13 分)</p>	

令和5年9月21日作成

署名委員

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____